

## モリタ友の会会則

### 第 1 条 (名称等)

本会の名称はモリタ友の会(Morita Members' Circle)と称します。

本会は、大阪府吹田市垂水町 3-33-18 所在の株式会社モリタ友の会事務局が運営します。

本会には有料会員・無料会員が存在し、有料会員は無料会員のサービスを兼ねます。

以下、単に「会員/会」と記載されるときは有料会員・無料会員の両方を含むものとします。

お問い合わせ窓口 株式会社モリタ友の会事務局

受付時間 9 時～17 時(土曜・日曜・祝日を除く)

TEL:06-6338-7146

フリーダイヤル : 0120-988-291

### 第 2 条 (会の目的)

本会は、歯科医療従事者の方々を対象に、人々の健康で笑顔あふれる心豊かな生活創造に役立つ情報サービスを提供することを目的とします。

### 第 3 条 (会員)

会員は下記の全ての条件を会員期間中、継続的に満たす方に限ります。

- (1) 歯科医療従事者であること
- (2) 会員情報のすべての項目に関して、虚偽の記載や誤記がないこと
- (3) 法人その他の団体ではなく、個人であること
- (4) 日本国内に居住し、国内郵便で配達可能な所在地に住所を持つこと
- (5) 本会が会員種別ごとに定める年会費を指定の期日までに指定の方法で支払うこと（有料会員のみ）

### 第 4 条 (会員期間)

【有料会員】

会員資格の有効期間は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間とします。

#### 【無料会員】

本会所定の手続き※によって退会の申し出がない限り、会員資格を継続いたします。

※…第 11 条に記載

### 第 5 条 (会員種別および年会費)

#### 【有料会員】

1. 会員の種類及び年会費は下記の通りです。

#### <年会費>

一般会員	会費：1,000 円	商品代 7,000 円
勤務医会員	会費： 500 円	商品代 2,500 円
歯科技工士会員	会費： 500 円	商品代 2,500 円
歯科衛生士会員	会費： 500 円	商品代 2,500 円

#### 【無料会員】

無料会員の会費は無料です。歯科医療関係者であればご入会いただけます。

2. 上記年会費には消費税等が課税されます。年度途中で消費税額が変わった場合は、入会申込書及び Web サイトからの申込が、モリタ友の会事務局に到着した日をサービスの起算日とし、サービスの起算日現在の消費税が課税されます。

### 第 6 条 (入会手続き)

#### 【有料会員】

1. 本規約に同意のうえ、本会所定の入会申込書に必要事項をご記入の上、本会取扱いのディーラー、または最寄りのモリタ各支店・営業所を通してお申込みください。またはモリタのホームページ DENTAL PLAZA からもお申込みいただけます。
2. 年会費は、申込みと同時に取扱いディーラーへお支払ください。領収書が必要な場合は、取扱いディーラーへご依頼ください。
3. 本会は、過去に会員資格が取り消された方やその他本会がふさわしくないと判断した方からの会員申込みについてはお断りする場合がございます。
4. メールアドレスの登録は 1 会員につき 1 アドレスとし、また希望するメールアドレスが既に登録されている場合には、別のアドレスを登録いただけます。

#### 【無料会員】

1. 本規約に同意のうえ、モリタのホームページ DENTAL PLAZA からお申込みください。
2. 本会は、過去に会員資格が取り消された方やその他本会がふさわしくないと判断した方からの会員申込みについてはお断りする場合がございます。
3. メールアドレスの登録は1会員につき1アドレスとし、また希望するメールアドレスが既に登録されている場合には、別のアドレスを登録いただけます。
4. モリタネット会員サービスが、モリタ友の会に移管されることに伴い、2019年3月31日時点でモリタネット会員に登録がある方は、モリタ友の会無料会員に移行いたします。

#### 第7条 (自動更新)

有料会員入会時、次年度継続入会を意思表示された有料会員は、本会指定日までに変更・退会のお申し出がない場合、自動的に入会登録いたします。その場合、「自動更新確認はがき」および「自動更新確認書」にて事前に確認させていただきます。

自動更新をご希望されない会員様が、次年度入会の申し出無く会期の満了日を迎えた場合、メールアドレスの登録がある方は、無料会員に変更させていただきます。

#### 第8条 (会員証の発行)

1. 有料会員のみ入会手続き終了後、会員証を発行し送付いたします。(原則として登録完了後、約1か月後にお届けいたします) 会員証に表示された会員番号は、会員情報の照会、特定情報の認証の際に必要となりますので、大切に保管してください。
2. 会員証の紛失、破損の場合には、再発行いたしますのでお申し出ください。

#### 第9条 (住所変更等の届出)

入会の際に届け出た住所、氏名、預金口座等についてご変更があった場合は、すみやかに取扱いディーラーまたは本会事務局まで届け出てください。この届出が無い場合には、登録内容に従って本会が発した通知は、会員に到達したものとみなします。住所や連絡先等の変更に関しては Web フォームでも受付いたします。

#### 第10条 (会員特典・サービスの提供)

1. 会員特典、サービスの内容は下記の通りとします。
  - (1) その会員種別に応じて新製品・優良品を提供。(有料会員のみ)
  - (2) 友の会主催のセミナーを会員価格で受講。(有料会員のみ)
  - (3) 友の会ダイレクトメールによる情報提供。(有料会員のみ)
  - (4) メールによる情報提供。
  - (5) 弊社 Web サイト上のログインコンテンツの利用。
  - (6) 会員種別に応じて各種サービスの提供。
  - (7) その他、本会からのご案内。
2. 入会時期によっては、一部ご提供できないものがございます。
3. 一部サービスは、入会時ご記入いただいた取扱いディーラーよりお届けいたします。
4. セミナー優待割引(有料会員のみ適用)において、一般会員の同一施設内で勤務するスタッフに限り、スタッフ価格を適用します。その場合の同一施設とは、同一住所・建物という意味であり、分院の場合は、1 分院ごとに一般会員の入会をお願いします。
5. セミナー優待割引において、会員価格、スタッフ価格の適用は、セミナー受講日までに有料会員入会申し込みがなされた場合に適用となります。入会がセミナー受講後の場合、過去に遡ってのセミナー参加費の差額返金はいたしかねます。

## 第 11 条 (退会)

### 【有料会員】

1. 有料会員は本会所定の手続きにより、退会することができます。
  - (1) 会員本人が本会事務局まで書面またはメール等にて連絡
  - (2) 会員本人が取扱いディーラー経由で、書面またはメール等にて連絡
2. 年度途中の退会につきましては、年会費のご返金はいたしません。
3. 有料会員を退会された場合でも、無料会員としての会員資格は継続します。差支えのある場合は本会所定の手続き※により退会することができます。

※…第 11 条【無料会員】に記載

但し、有料会員退会連絡時に退会理由を「廃院」あるいは「ご本人ご逝去」とご連絡いただいた場合には本会事務局側で有料会員・無料会員ともに退会の手続きを完了するものとします。

### 【無料会員】

無料会員は本会所定の手続きにより、退会することができます。

- (1) 会員本人が本会事務局まで書面またはメール等にて連絡
- (2) 会員本人がログインページにて退会手続きを行う

上記手続きが行われるまで会員資格は継続します。

## 第 12 条 (会員の個人情報の利用等)

1. 本会は、会員による会員サービスの利用に関して取得する個人情報を、本会の個人情報保護方針(<http://www.dental-plaza.com/policy/>)に従い、適切に取扱います。
2. 本会は、本会則に基づき、商品の売買の取次ぎ業務及び会員あてに商品情報・セミナー情報・生活情報・アフターサービス・各種ご優待等の営業のご案内のため、個人情報（本会に届け出いただいた氏名、勤務先、住所、電話番号・FAX、会員番号、生年月日、メールアドレス等）を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定をした上で取得・利用します。
3. 本会は、一部サービスについて、入会申し込み時にご記入いただいた「取扱いディーラー」を通じて提供するため個人情報を共有いたします。
4. 会員は個人情報保護法上の手続き違反があった場合には、利用停止を求めることができます。

## 第 13 条 (禁止事項)

1. 会員サービスの利用に際して、会員は、以下の各号に定める行為またはそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。
  - (1)法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
  - (2)公の秩序または善良の良俗を害する行為
  - (3)本会グループまたは第三者の権利、利益、名誉等を侵害する行為
  - (4)本規約に違反し、または、会員サービスの趣旨目的に反する行為
2. 会員は、会員の権利について、譲渡、貸与、担保供与その他第三者の利用に供する行為をしてはならないものとします。

## 第 14 条 (会員サービスの変更、中断、終了等)

1. 本会は、会員に事前に通知することなく、会員サービスの内容の全部または一部をその裁量によって変更または追加することができるものとします。
2. 本会は、事前に所定の方法にて会員に通知することにより、本会の裁量で会員サービスの提供を終了することができるものとします。
3. 本会は、以下の各号に定める場合、会員に事前に通知することなく、会員サービス全部または一部を一時的に中断することができるものとします。
  - (1) システムのメンテナンスまたは修理を定期的にまたは緊急に行う場合

- (2) 会員、本会、または第三者のセキュリティを確保する必要が生じた場合
- (3) 通信回線の停止、天災、火災、停電、その他の不慮の事故または戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等の不可抗力により会員サービスの提供が困難な場合
- (4) その他本会が必要と判断した場合

## **第 15 条 (本規約の改定等)**

本会は、本規約を任意にいつでも改定することができるものとし、本規約に追加の規定、条件等を定めることができます。本規約の改定および規定、条件の追加等は、本会所定のサイトに掲示したときにその効力を生じるものとします。

## **第 16 条 (準拠法、合意管轄)**

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関し訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

この会則は、2018 年 4 月 1 日から適用します。

※2018 年 6 月 13 日改訂

※2019 年 3 月 22 日改訂